

伊賀市産業振興条例策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 人口減少、少子高齢化及び感染症予防など、地域産業を取り巻く環境が大きく変化する中において、持続可能な地域社会の形成と経済の発展を促すとともに、地域産業の新たな成長及び発展をめざし、基本理念とその基本方針などを定める条例の制定について必要な事項を検討するため、伊賀市産業振興条例策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例制定に必要とされる事項の検討、研究及び意見の聴取に関すること。
- (2) 地域産業全般の推進に関する調査及び研究に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人程度で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体が推薦する者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、条例制定までとする。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、産業振興部商工労働課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年11月4日から施行する。

委員会構成

学識経験者	1人
上野商工会議所が推薦する者	1人
伊賀市商工会が推薦する者	1人
伊賀上野観光協会が推薦する者	1人
伊賀ふるさと農協が推薦する者	1人
伊賀市森林組合が推薦する者	1人
公募委員	2人以内
市の代表	1人
県が推薦する者	1人